

不利益処分に関する処分基準 個票

消防本部 予防課

不利益処分の内容	煙火消費等の中断又は中止
根拠法令等及び条項	火薬類取締法第45条 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第1の22の2の項第4号
根拠条項	栃木県煙火消費許可等事務処理要領第19条
参考事項	
設定等年月日	平成19年 2月28日設定 平成28年 3月18日最終変更
処分基準	<p>【 基準 】</p> <p>(煙火消費等の中断又は中止)</p> <p>第19条 市町長は、煙火消費の準備中又は煙火消費中において、次の各号のいずれかに該当する場合には、法第45条及び特例条例別表第1の22の2の項第4号の規定により、煙火消費の準備行為又は煙火消費の中断又は中止の措置をすることができる。</p> <p>(1) 煙火消費の基準等が守られない場合</p> <p>ア 規則第56条の4の規定又はこの要領による煙火消費の技術上の基準が守られないとき。</p> <p>イ 申請書に記載した「危険予防の方法」が守られないとき。</p> <p>ウ 申請書に記載した立入禁止区域内に関係者以外の者が立ち入ったとき。</p> <p>エ 市町長が煙火の消費許可に当たり、当該消費場所に関して付した許可条件が守られないとき。</p> <p>(2) 消費場所における天候上の原因により、危険な状況になるおそれがある場合</p> <p>ア 強風が一定時間継続して吹き、煙火の消費及び周囲の状況等が危険な状況になるおそれがあるとき。</p> <p>イ 大雨又は落雷のおそれがあり、煙火の消費及び周囲の状況等が危険な状況になるおそれがあるとき。</p> <p>ウ 消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定による火災警報が発令されたとき。</p> <p>エ 河川の増水等により、消費場所が冠水するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 不開発玉が発生した場合</p> <p>(4) 事故等が発生した場合</p> <p>ア 煙火の消費による火災、物損事故又は人身事故が発生したとき。</p> <p>イ 過早発（煙火玉が発射直後に開発することをいう。）、低空開発（煙火玉が性能上危険な高度で開発することをいう。）若しくは推進方向が安定しない煙火玉が連続して発生し、又は筒ばね（煙火玉が打揚筒の中で破裂することをいう。）が発生することにより、安全な煙火の消費の継続が困難になったとき。</p>

	(5) 前各号に定めるもののほか、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認める場合
--	------------------------------------------------------